

## 業務委託契約実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「機構」という。）が行う助成事業等に関し、効率化や合理化を図る観点から、その業務の一部を品質、条件等が適合する外部機関に委託して実施する場合の詳細について定めることにより、円滑な業務の実施に資することを目的とするものである。

### (定義)

第2条 ここでいう業務委託とは、次の業務を外部業者に委託することをいう。

- (1) 電子計算機システムのオペレーション
- (2) 情報システムの設計・運用
- (3) ソフトウェア制作
- (4) 監査業務
- (5) 調査業務
- (6) 集計業務
- (7) 印刷業務
- (8) 保守点検
- (9) 経理・決算業務 (10) 給与等計算業務
- (11) 法律事務
- (12) その他機構の運営上必要となる業務

### (目的・方針の明確化)

第3条 業務委託を行う場合は、その目的・方針を明確にするものとする。

- (1) 設備、能力、技術等の不備により機構における実施が困難な場合
- (2) コストダウンを図るため業務を委託したほうが有利な場合
- (3) 緊急性等の観点から納期の確保に有利な場合
- (4) 特殊な技能や高い専門性が求められる場合
- (5) その他

### (業務委託の実施)

第4条 業務委託の実施にあたっては、契約事務取扱規程第2条に定める契約担当者が業務委託の実施の必要性と妥当性について十分に検討を行い、契約審査委員会の承認を得て行うものとする。

(業務委託先の選定と決定)

第5条 業務委託先の選定にあたっては、機構の契約事務取扱規程に定めるところのほか、契約担当者が次の各号に掲げる諸条件及び利益相反防止について調査、検討のうえ決定するものとする。ただし、原則として、プライバシーマーク認定企業、もしくは十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定する。

- (1) 安定性（売上・利益・業務内容、経営能力等）
- (2) セキュリティ対策状況
- (3) 受託実績
- (4) 技術レベル
- (5) 委託先システム環境
- (6) 委託費
- (7) 支払条件
- (8) 競合他社との優位性
- (9) その他

(発注条件)

第6条 発注に際しては、次の条件を業務委託先に対して明示し、不一致のないように確認するものとする

- (1) 業務内容（仕様）
- (2) 単価、金額
- (3) 納期
- (4) 受渡場所および受渡条件
- (5) 検収方法
- (6) 支払条件
- (7) その他

(業務委託の契約)

第7条 業務委託先との契約は、前条に掲げる発注条件等を記載した注文書と注文請書を交換して行うことを原則とする。

(契約書の作成)

第8条 業務委託先に対しては、業務の種類に応じて以下の項目を盛り込んだ「基本契約書」を作成することを原則とする。

- (1) 機密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止または制限に関する事項
- (3) データの指示目的外の使用および第三者への提供の禁止に関する事項

- (4) データの複写および複製の禁止に関する事項
- (5) データの受渡しの取決めに関する事項
- (6) プログラム等に関する権利の帰属に関する事項
- (7) 保管場所、保管方法および検査についての取決めに関する事項
- (8) データ等の廃棄方法の管理に関する事項
- (9) その他必要な事項
- (10) 違反した場合における契約解除等の措置および損害賠償に関する事項

(検収と引渡し)

第9条 委託業務の成果品受領に際しては、速やかに発注条件と合致しているか否か検収、確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(制定および改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成31年4月26日より施行する。(平成31年4月26日理事会決議)

附 則

本規程は、令和6年3月19日より施行する。(令和6年3月19日理事会決議)